

品川区地域課題対策連絡会議設置要綱

制定 平成27年 1月 9日 要綱第 2号

改正 平成27年 3月27日 要綱第214号

(設置)

第1条 町会・自治会が直面する地域課題について、関係各課が連携・協力し、対応するため、品川区地域課題対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 主として町会・自治会が解決すべき課題であって、行政機関の支援を必要とする事案への対応
- (2) 行政機関が解決すべき地域における課題であって、複数の課による連携・協力が必要な事案への対応
- (3) その他地域における課題であって、連絡会議の設置が必要と認める事案への対応

(組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 前項に掲げる者のほか、地域振興部地域活動課長は、個別の課題の解決において必要な者を、連絡会議に加えることができる。
- 3 連絡会議に部会を置くことができる。
- 4 部会は、連絡会議を構成する者の指名する者をもって構成する。

(議長)

第4条 連絡会議に議長をおき、地域振興部地域活動課長をもって充てる。

- 2 議長は、連絡会議を招集し、主催する。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、警察、消防その他の関係機関の職員に会議への出席を依頼することができる。

(意見聴取)

第5条 議長は、必要があると認めるときは、当該解決すべき課題への対応について、別に契約する弁護士に対して助言を求めることができる。

(庶務)

第6条 連絡会議に関する事務は、地域振興部地域活動課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

別表（第3条関係）

地域振興部地域活動課長
福祉部高齢者福祉課長
品川区保健所生活衛生課長
都市環境部都市計画課長
都市環境部建築課長
都市環境部環境課長
都市環境部住宅担当課長
品川区清掃事務所長

付 則

この要綱は、平成27年1月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。